

駅通情報

第79号

時評

有人離島の駅通施設に視点を当てる

— 奥尻・利尻・礼文 —

一 前書き

北海道の周辺には、多数の離島と称する島々がある。

しかし、これらの島のうち、千島列島を除いてはそうたくさんではなく、特に、住民の住む島となると極く少数である。本稿では、そのうちでも古来和人の居住していたことが歴史上明らかな、日本海側の奥尻・利尻・礼文の三島に視点を当ててみることにしたい。それも、宿駅制という極めて狭い範囲から覗(のぞ)き見たものであるが、特に、これらの島々の駅制に限定した資料となると、さらに狭い範囲の調査となる。まず、対象の三島のうち、奥尻について見ることにしよう。

二 奥尻について

開拓使事業報告(以下、事業報告と称す)第四編(明治十

八年十一月刊)の陸運の項に奥尻については「宿駅」に関する項は設けられておらず、宿駅としては存在していないことになつてゐる。しかし、その対岸の本島側「久遠駅」の項には、次の記載がある。

1、久遠駅

奥尻渡海 海里凡十五里
磯船一隻、雇賃金八拾四錢

舟子一人 同上金四拾弐錢
とあり、奥尻へは久遠からの渡海となつていて、その渡海方法について、一応、駅制上の配慮がなされている。
これに対し、「駅路沿革志」には

2、釣掛駅

後志国奥尻郡釣掛村

本駅設置年月不詳、孤島ナルヲ以テ固ヨリ駅場ト為スヘカラス。故ニ往昔之ヲ廢ス。

とあり、昔は宿駅があつたが、いつの時代かに駅場を設けるほどの利用がないとして廃止したとある。

さらに、「本駅ヨリ後志国奥尻郡ニ至ル、海里拾四里八分四厘五毛、旧松前氏封土以来官船ヲ以テ渡海ヲ為ス。

其後、民費ヲ以テ三半船壹隻ヲ備ヒ置キ渡航ノ便ニ供ス。然レモ晚秋ヨリ初春ニ至ル怒濤激波ニシテ容易ニ渡航シ難シ。而シテ別ニ賃錢ノ制限ナシ。磯船壹艘ヲ雇ヒハ金八拾四錢ニシテ舟子壹人ヲ雇ヒハ金四拾弐錢トス。」

3 解説と分析

(1) 本来、宿駅制を論ずるほどの具体的な施設はなかつた。

また、問題視するほどの事態も発生しなかつたのである。

そのこともあって、前出のとおり事業報告には宿駅として別に「項」を設けておらず宿駅としての存在を認めていなかつたのである。しかし、松前藩として、役人の島内巡視や検地等の場合にそれでは困るので、地元の場所請負人にこれに代る施設を設けるよう命じた。一方、本島側の久遠宿の村役人の責任として、一定の条件を付け、それが、磯船と舟子雇上げ方法としたものであろう。

それにしても、現地の釣掛村には一宿を設けるほどの利用がないことから、一時正規の宿駅を設けたもののいつの時代かに廃止したとしている。

それにもかかわらず、現地の釣掛村では、一時、官船を用意した時代もあつたが、これまた利用が少なく、常備するほどの利用がなかつたので廃止し、必要な都度、地元、場所請負人

の責任において対応することにしたようである。

その後は、正規の宿駅を置かず、それに代えて場所請負人が用意した宿舎施設等を必要な都度提供してその後に対応したもののがようである。

(3) 前出のとおり、一時宿駅制に基づく宿泊施設は設けたものの、継立業務は、一切指定せずに終つたものである。要するに地元には場所請負人に對し、藩役人の島内見回りのさいの宿泊施設のみで継立業務は都度場所請負人の便宜提供であつたものである。

三、利尻・礼文について

1、利尻について（資料による現状）

事業報告によると

(1) 位置 北見国利尻郡利尻村（字泊）
(2) 近隣からの距離 跛海から 海里十四里余
(3) 航海取扱人 一人

経費	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	計
三〇円								
三〇円								
三〇円								
三〇円								
三〇円								
五円								
一八五円								

(5) 沿革 アイエウイ 設置年月不詳、島岐ナルヲ以テ人馬継立ヲナサズ漁場受負人ニ逆旅ヲ取扱ハシム
明治二年八月函館物産係ニテ管掌ス
同四年一月漁場持ニ取扱ヲ命ス
同九年三月漁場持ヲ廢セシヲ以テ航海船取扱人ヲ置キ月給十五円ヲ給ス
同九年十月年金三十円ヲ給ス

(6) 解説と分析

(1) 「事業報告」には、右のとおり本島の宿駅と同様の形態で記述されているが、本村は江戸時代以来、場所請負人（明治に入つて開拓使管掌下においては漁場持と

名称を変える）の責任において、逆旅の手配をすることにしている。

(2) 島であるから「人馬の継立」は必要でなく、宿泊業務のみとしているが、實際には幕史、藩役人の見回り等のさいには人足の随行等が必要と思われる所以、逆旅だけではすまず、人足の随行等、継立業務が必要であつたものと認められる。もちろん、江戸時代には島内には継立に使用する馬匹の飼育はなかつたものと思われる所以、継立てに使用する駅馬の配意は必要でなかつたものと思われる。

(3) 明治九年三月、漁場持の廃止に伴つて航海取扱人の取扱いに移行したが、この航海取扱人というものは、本島と利尻・礼文との間に航路を開いた船舶による運行を指しているのであろうが、この業者（航海取扱人）に支給する手当として、明治九年三月月給（年給か）十五円、また同年十月には年給三千円を支給するとあるが、これでは前出の経費の欄記載の金額とは符合しないが、双方とも何んらかの間違があるのであろう。

(4) 事業報告の「沿革(1)」に「逆旅ヲ取扱ハシム」とあるのは「ぎやくりよ又はげきりよ」旅客をとるところ、すなわち「はたご」をいうのである。

(5) 別の資料によると、明治十八年五月十九日鷺泊村より鬼脇村へ移転とあるがこれは何を指しているのであろう。

(6) 右、「近隣からの距離」の項に、本島との連絡地として跋海よりとしているが、後述の礼文の頃には宗谷からとしているのはなぜであろう。当時は恐らく宗谷であつたであろうと思うがどうであろう。

2、礼文について（資料による現状）

(3) 航海取扱人 利尻へ 海里六里三分
宗谷へ 海里四十四里
一人

(4) 経費	
九年	十年
三〇円	三〇円
三〇円	三〇円
一五円	一五円
一五円	一五円
三〇円	三〇円
一三八円	計

(5) 沿革

設置年月不詳。島岐ナルヲ以テ人馬繼立ヲナサズ、場所請負人ニ逆旅ノ事ヲ取扱ハシム。

明治二年八月函館物産係ニテ管掌ス。

同四年一月漁場持ニ取扱ヲ命ス。

同九年三月漁場持廃セシヲ以テ航海取扱人ヲ置キ月給金五円ヲ給ス。十月年金二十円ニ改ム。

同十一年、年金十五円ニ改ム。

また、(駅路沿革志)その他の資料によると

明治十五年九月二十日、東藤五郎ヨリ札幌県ニ対シ礼文郡香深村へ駅通所新設願提出サレタ。

同十六年一月許可。

同十六年五月一日、礼文郡駅通所取扱申付香深村三番地寄留東藤五郎代理東恒太郎。

明治十七年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同三年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同四年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同五年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同六年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同七年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同八年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同九年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同十年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同十一年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同十二年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同十三年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同十四年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同十五年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

同十六年十二月九日取扱人東藤太郎帰國中東芳太郎

四、終りに（解説と総合分析）

(6) 解説と分析

(1) 礼文島の沿革については、利尻島とほとんど類似しているので重複していいる点は省略するが、特定のものについてのみ「項」を設けて論することにしたい。

(2) 「沿革」に記載の航海取扱人へ支給する手当額と「経費」欄に記載金額とが符合しないが、不符号の原因はなんであろう。

四、終りに（解説と総合分析）

務が除外されていることである。要するに、ほとんどの和人地の宿駅が、本州のそれと同様、継立業務の提供のみに限定されているのに對し、この三島については継立業務が除外されている。その主なる理由は、三島については當時、馬が飼育されておらず、駅馬の供出ができなかつたのではなかろうか。

しかし、推測してみると、場所請負人が雇用している漁場の使用人がいると認められ、これを宿場人足に転用可能であるはずである。

恐らく、実行面で、この漁場使用人を転用して必要な都度、場所請負人の責任において便宜供与されていたものと認められる。

前出のとおり、当時の蝦夷地の対外情勢は問題が続出していて、特に対ロシア関係の紛争は黙視できない情勢となつていて、幕府もその対応に苦慮していた。

前期幕府直轄時代（一七九九—一八一七）頃には情勢の悪化が頂点に達していた。その主なる紛争を見ても、

露使、長崎に来て交易を請う。

同三年ロシヤ商公員ホーストの樺太久春古丹を焚掠、

日本人四人を捕う。

口船二隻内保を焚掠。

口船樺太で番屋を焼き、次いで礼文沖で商船を、

利尻で官船を襲う。

松田伝十郎、樺太を巡視す。

高田屋嘉兵衛、口船に捕えられる等ロシヤとの係争がたえず。

等がみられ、幕府もその対応に苦慮していた時代であった。

そのため、幕府は、文化四年には近藤重蔵、田草川伝次郎等をして日本海沿岸を北上、宗谷までを巡視させて（利尻・礼文については、兩島の場所請負人、役アイヌ等を宗谷に呼び寄せ実態の聞き取りを行つた）、ロシヤの武力衝突を想定してこれに備えた。

3、南部の奥尻についてみると、同じ日本海沿岸に在りながら

ら別の対応が見られる。江戸時代の奥尻は、松前城下に近く、利尻・礼文とは別の立場にあり、松前藩としては重要度が高かつた。それは以上のとおり和人地に近く離島とはいえ注視される立場にあつたからである。

また、一方、利尻・礼文については、特に「前期幕府直轄時代に入つて幕吏等の道北地方への巡視、実情調査のための旅行者が増加する時代であつた。増加に伴う駅通制度の強化の波は、この二島にも及び次とのおり駅通の設置など影響が及んだ。

4、この二島については、開拓使管掌下に入ると、入植者の増加に伴う駅通制度の強化の波は、この二島にも及び次のとおり駅通の設置など影響が及んだ。

一、利尻 北見国利尻村 松村喜兵衛
(明治十五年四月十四日) 記

二、利尻 (一) 札文郡 札文郡香深村東藤五郎 (以上、郵便文移録)
(二) 利尻郡 明治二年八月 伊達林右エ門
札文郡 右 同 東藤五郎

同 (二) 同 昭和五年六月廃止

(以上、北海道宿駅(駅通)制の研究下巻)

5、以上、三島宿についてその特異点を見てきた。しかし、各島とも資料に乏しく実態を十分把握するに至らなかつたが、およその概況は明らかにすることができたものと思われる。

要するに、前述のとおり三島とも宿駅としての基本的な二大業務のうちの継立業務は実施されておらず、制度上、宿駅としてやや欠けてはいるが、実行面で人足の提供が便宜供与の形で行われていて不満足ながら宿駅としての形態を保つてゐるものである。

五、宿駅制の構成は意外に複雑 の続き

さて、現在人馬賃料の設定、又は改正を明らかにする資料は至つて少なく、かつ、それも真の置けるものは皆無といつてよい。そこで、現存する資料を取捨選択するほかはないが、その中でも基本となる資料として「開拓使事業報告第四編、明治十八年十一月大蔵省刊」を挙げることにしたい。

しかし、これも子細に検討してみると、明らかに誤りであるもの、又は疑問のもたれる点が数多く認められる。それは追々補正指摘するとして、右、開拓使事業報告(以下、事業報告という)の人馬賃料の記載事項をそのまま挙げると、次のとおりである。

本稿で、「江戸時代から明治初期」にかけての主要街道における継立・賃料の改変について視点を当てたについては、寛政十一年、始めて公式料金を設定した以後、度々改定が行われたにもかかわらず明確になつていないので、この辺で資料として明らかにしておこうと思つたからである。

実は明治以後(開拓使管掌以後)についても問題がないわけではなく、この辺で糾しておく必要があると思われるが、それでは余りにも複雑になるので、次の機会に譲り、今回は、江戸時代に限定したものである。

人馬賃料と賃料の変遷を探求する(二)
—既応の資料は間違いや欠落が多い—

(第一表)

科 目	寛政年間	明治元年	安政元年	享和元年
未 定	全	全	百武拾文	五百五合
米五合	貢 目	貢 錢	貢 目	貢 錢
武拾文	未 定	○ ○	○ ○	○ ○
五百五合	馬 一足一里	馬 一足一里	馬 一足一里	馬 一足一里
	賃 錢 貢 目 増 減 事 由			
	五里以内八米五合十里未満六同升ヲ給ス 勾十里以上六同升ヲ給ス 当時馬ノ使用ナシ 幕吏ノ使用スル所表面ノ如シ、警衛ノ諸家 人足武拾文馬之三倍ス山路人足百五 拾文馬武百文休泊八賄玄米七合五匁			

六、解説「一」

1、右、第一表は寛政年間から明治元年までの約六十数年間ににおいて人馬賃銭が四回設定(又は改定)されたとしている。

2、最初の人足賃は、通貨に代えて米をもつて収納することにしている。

それも、寛政年間の人足一人一里賃「米五合」とあるが、それは明らかに間違いで「賃銭貰目増減事由」のとおり、一日(二回)の行程による支給量であろう。

3、さて、事業報告の最初に記載の、寛政年間設定の人馬賃銭について、「人足一人一里米五合(五里以内ハ米五合、十里未満ハ同七合五勺、十里以上ハ同米一升ヲ給ス)」とあるが、これが本道における人馬賃銭設定の最初である。

しかし、この資料は、対象地域に触れていないが、後述のとおり、全道一円に適用されたものではなく幕府直轄地、すなわち、東部和人地と東蝦夷地に限定して適用されたものである。

4、しかし、ここで一つの問題がある。寛政年間設定の人足賃は、通行人がら米をもつて収納し、これをそのまま出役

人足に支給するものなのか、それとも単に、出役人足に対し労役費として旅宿(又は会所)において、しかじかの量の米を支給するとしているのか、またもしそうだとすると、その米を負担するのは誰なのか等、多くの疑問点が挙げられる。本稿では一応、通行人から人足賃として収納するものと仮定しておく。

5、寛政年間といえば、幕府が、寛政十一年一月、東地のうち「浦河以東を仮りに直轄し、八月和人地の知内村与浦河に至る地を併せて管轄し、まずもつて①東地の道路を開削、②旅宿所を建て、③駅馬を配備し、④官船を造つて運輸の便を図るなど、交通施設の整備に努め、幕府及び警備のための諸藩士の奥地送り込みを図った時期であった。

それ以前については、松前藩の所轄に属するが、それまでは、いかなる方策がとられていたのか、資料が極めて少ないため推論するほかはないが、松前藩は宿駅制の施行に

ついては、おおむね幕府道中奉行の方針を踏襲し、五街道と類似の方法をとるよう努めていたものである。

しかし、五街道における人馬賃銭については、最初から錢(ゼニ)によつて収納したのに対し、松前領内においては、最初は米、又は砂金で収納していたが、漸次貨幣制が普及するにともない、通過による収納に移行したものと認められる。

なお、松前藩の「幕府巡見使應答書」によると、和人地においては、天明八(一七八八)年当時、すでに人馬賃銭の制度は、人馬賃銭の記載があることから考へて、人馬賃銭の制度は、

伝馬、宿継の制が施行された直後に制定されたものであろう。さきに触れたように、當時、本道としては、貨幣が十分行き渡つておらず、かつ、米は人馬賃銭に限らず、通貨同様、場合によつては通貨以上に安定して通用していく、重要な流通価値をもつていていたので、函館奉行としても、前述の、寛政年間において、初めて人馬賃銭の設定に当たつて、地域の特殊事情を考慮して通貨に換えて米をもつて収納することにしたものであろう。

七、解説「二」

1、次に、享和元(一八〇一)年、人足賃の改定である。新北海道史(第二巻)は、享和三(一八〇三)年の改定としていて、前記事業報告とは二年のずれがある。しかし、これは双方とも間違いではなく、新北海道史は享和元(一八〇一)年の人馬賃銭の設定をもらし、享和三(一八〇三)年の項には、單に、「馬一頭四十文ト定メ」と書き加えたものである。

一方、事業報告は、享和元年(人馬賃銭二十文、當時馬ノ使用ナシ)と記載したものの、享和三年の伝馬賃銭設定の記載をもらしたものであり、双方にそれぞれ誤解があつたものである。

2、なお、新北海道史は、享和三年の項において、「箱館付二十四ヶ村ノ人馬賃銭モ同様デアッタ」としており、箱館奉行管下の村々に対しても同額の賃銭を設定したとしている。ところが、新北海道史は、この点で重要な過失を犯している。というのは、この年、伝馬賃銭についてのみ設定

したとしながら、適用範囲を箱館付二十四ヶ村の「人馬賃銭」も同様デアッタ」としており、人足賃までも同時に設定されたが如く記載していることである。

3、資料にない人馬賃銭の改定
以上の各資料に記録のない文化五（一八〇八）年のこと、御定賃銭の設定があつた。享和元年から七年後のことである。文書には、諸物価高騰による経営困難を理由に人馬賃銭増額の申請が出されたとしている。（次号へ続く）

明治政府へ引継がれた宿駅制（11）

— 西海岸道「福山・江差経由 — 島牧 —

一 はじめに

前号まで十四回にわたつて松前街道沿い二十一か宿の、創立以来の変遷を記述してきた。

本稿では、松前街道沿いの宿駅の終点、福山（松前）を起点として西に向かい、日本海岸に出て北上し、西蝦夷地の玄関口、島牧までの二十一か宿を対象に、宿駅制の実態を究明することにしたのである。

詳しく述べぬが、この西海岸道筋は、古来、和人地と称して、松前藩創立以前から、和人の入地が盛んで、住み付いた住民は、農漁業を主なる生業（なりわい）として生計を立て、藩成立のころにはおおむね生活も安定し、村方を形成するまでになつていて、和人地の発祥状況については他の機会に譲り、詳しく述べぬが、寛文九（一六六九）年には、既に、村数七十一か村、それから三十一年後の元禄十三（一七〇〇）年代には八十一か村、人口も約二万人を数え、和人地に限つて見ると、宿駅制を施行し得るに極めて貧弱ではあるにせよ、最低の条件が整いつつあつたものである。

なお、断つておくが、右村数は、現在の自治体に比較すると少なぬよう見られるが、当時の村方は現在の一集落に相当し、小区分されていたものである。

一、根部田

：

ねぶた

（開拓使事業報告による）

○位置 松前郡根部田村

○沿革
設置年月不詳、明治十三年五月廃ス

○他の資料による

○(1)福山から江差に至る西日本海通りにある。

○(2)本駅設置年月不詳
○(3)明治十三年五月廿六日廃止

○解説

本宿は、右に記載のとおり津軽海峡沿いにあり、福山宿の助合的立場にあるが、場合によつては本宿場で人馬の継立てを行なうことが許されているのであろう。しかし、正式には福山宿の助合村というものが公式の立場である。

発行年月日 平成二十三年四月五日

頒布者

札幌市南区川沿四条五丁目三二一
無料

史学研究会

主宰 宇川 隆雄

TEL ○一一五七一—三六〇二番

ホームページ <http://rashi.h.p.infoseek.co.jp/>